

○ 医師法 (昭和二十三年法律第二百一号) (抄)

(臨床研修)

第十六条の二 医師は、免許を受けた後も、一年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行なうように努めるものとする。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定の適用については、外国の病院で、厚生大臣が適当と認めたものは、同項の厚生大臣の指定する病院とみなす。

第十六条の三 前条第一項に規定する病院の長は、当該病院において同条同項の規定による臨床研修を行なつた者があるときは、当該臨床研修を行なつた旨を厚生大臣に報告するものとする。

2 前条第三項の規定により同条第一項の厚生大臣の指定する病院とみなされた病院において同条同項の規定による臨床研修を行なつた者は、当該臨床研修を行なつた旨を厚生大臣に報告するものとする。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定並びに前条第一項及び第二項の報告に關して必要な事項は、省令で定める。

○ 歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号) (抄)

(臨床研修)

第十六条の二 歯科医師は、免許を受けた後も、一年以上大学若しくは大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるものとする。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定の適用については、外国の病院又は診療所で、厚生大臣が適当と認めたものは、同項の厚生大臣の指定する病院又は診療所とみなす。

第十六条の三 前条第一項に規定する病院又は診療所の長は、当該病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行った者があるときは、当該臨床研修を行った旨を厚生大臣に報告するものとする。

2 前条第三項の規定により同条第一項の厚生大臣の指定する病院又は診療所とみなされた病院又は診療所において同項の規定による臨床研修を行った者は、当該臨床研修を行った旨を厚生大臣に報告するものとする。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定並びに前条第一項及び第二項の報告に關して必要な事項は、省令で定める。

○ 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) (抄)

第四十三条 被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク次項ニ於テ之ニ同ジ)ノ疾病又ハ負傷ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

一 診察

二 薬剤又は治療材料ノ支給

三 処置、手術其ノ他ノ治療

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

② ③ (略)

第四十三条ノ三 保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ

開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ

② ⑩ (略)

○ 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) (抄)

第二十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

一 診察

二 薬剤又ハ治療材料ノ支給

三 処置、手術其ノ他ノ治療

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

②⑤⑥ (略)

○ 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号)

(療養の給付)

第五十四条 組合は、組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十六条の三までにおいて同じ。)の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2・3 (略)

○ 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) (抄)

(療養の給付)

第三十六条 市町村及び組合(以下「保険者」という。)は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2・3 (略)

○ 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができ
る者を除く。次条から第五十八条の三までにおいて同じ。)の公務によらない病気又は負傷について次に掲げ
る療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2・3 (略)

○ 老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号)

(医療)

第十七条 医療は、疾病又は負傷に関して行われる次に掲げる給付とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 その他政令で定める給付

2 (略)

○ 介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) (抄)

(定義)

第七条

1 22 (略)

23 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養型病床群等(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第三項に規定する療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。)(又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるもの)の病床のうち痴呆の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所であつて、当該療養型病床群等(当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。)に入院する要介護者(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

24 26 (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）

○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）

（介輔）

第百条 介輔^ほ（この法律の施行の際沖縄法令による介輔^ほである者をいう。以下この条において同じ。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条の規定にかかわらず、医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、第三項において準用する同法第七条第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2310 （略）

（歯科介輔）

第百一条 歯科介輔^ほ（この法律の施行の際沖縄法令による歯科介輔^ほである者をいう。以下この条において同じ。）は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、次項において準用する同法第七条第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

233 （略）